鹿児島県垂水市における森林環境譲与税の活用について（令和６年度）

■活用状況（全体像）

区分	令和元年度～令和５年度	令和６年度	計	令和６年度末時点の活用率	未執行額の活用方針
活用額（円）	37,998,959	7,695,541	45,694,500	62%	今後森林境界明確化業務に執行する計画であるため、森林環境譲与税の執行残金を基金に積み立てた。
譲与額（円）	55,136,000	18,159,000	73,295,000		

■具体的な活用状況

事業区分	事業名	事業費（円）	うち森林環境譲与税	事業内容
意向調査、集積計画等作成	森林境界明確化業務	730,000	730,000	意向調査を実施した森林が地籍未了地であり森林境界が不明瞭なことから、当該森林の森林境界明確化を実施
	森林所有者意向調査事業	2,081,000	2,081,000	森林の現況調査や森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施
森林保護対策	景勝松林樹幹注入事業	1,342,000	1,342,000	松くい虫被害防除のため、市内景勝松林への薬剤の樹幹注入を行う
専門員の雇用	会計年度任用職員経費	2,473,891	2,473,891	森林整備等のために森林専門員等を雇用するための経費（会計年度任用職員1名）
その他（人材育成等）	林業退職金共済制度等加入促進事業補助金	426,000	426,000	林業経営を支援するため、県が公表した意欲と能力のある林業経営者のうち市内において事業を営む林業経営者であり、市内に本所又は支所を置く森林組合及び林業事業体に対し、雇用されている者に係る社会保険料、労働災害任意保険、林業退職金共済制度等の事業主掛金額の一部を補助（実績：1事業体２名）
その他（木材・普及啓発関係）	垂水市森林炭素マイレージ交付金	36,000	36,000	二酸化炭素の吸収・固定・削減等に寄与する活動を推進するため、森林整備や県産材を使用した木造建築物の新築等について、県が認証した二酸化炭素量に応じた森林炭素マイレージに対し交付金を交付。（実績：１件）
	森林環境教育及び森林林業普及啓発事業	606,650	606,650	森林環境教育及び森林林業普及啓発のための植樹用苗木に係る経費
基金積立		10,463,459	10,463,459	垂水市森林環境譲与税基金積立金
合計		18,159,000	18,159,000	

■活用事例等（抜粋）

意向調査、集積計画等作成

○　森林境界明確化業務

取組内容

令和３年度に森林経営管理制度による意向調査を実施した中俣地区森林について、地籍調査が未了であり森林境界が不明瞭なことから、過去の航空写真や地形図、現地調査、精通者への聞き取り等を行い、当該森林の森林境界明確化を実施しました。

【実績】

中俣地区42・44林班：調査面積　3.39ヘクタール（※Ｒ５から継続調査）

○　森林所有者意向調査事業

取組内容

森林の現況調査や森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施しました。

【実績】

新城地区１～５林班：調査対象面積　113.27ヘクタール

■活用事例等（抜粋）

森林保護対策

○　景勝松林樹幹注入事業

取組内容

松くい虫被害防除のため、森林環境譲与税を活用して市内景勝松林（海潟地区早崎大橋付近）への薬剤の樹幹注入を実施しました。

【実績】

海潟地区早崎大橋付近：事業量　松80本、薬剤320本

■活用事例等（抜粋）

その他（木材・普及啓発関係）

○　垂水市森林炭素マイレージ交付金

取組内容

二酸化炭素の吸収・固定・削減等に寄与する活動を推進するため、森林整備や県産材を使用した木造建築物の新築等について、県が認証した二酸化炭素量に応じた森林炭素マイレージについて、申請者に対し交付金を交付しました。

【実績】

交付件数　１件、二酸化炭素固定量　８トン

○　森林環境教育及び森林林業普及啓発事業

取組内容

森林環境教育及び森林林業普及啓発のための植樹用苗木を購入しました。

【実績】

桜　30本、ハナモクレン　40本、ハナミズキ　20本、ツツジ　450本

■今後の実施計画

森林経営管理制度の推進

○　下記の取組を実施し、森林経営管理制度による市内民有林整備を推進します。

○「垂水市森林経営管理制度に係る長期方針」に基づき、市内民有林について森林経営管理制度に基づく意向調査を市内10区域を15年間で一巡することを目標として進めます。

○意向調査を実施した森林について、地籍調査未実施地区では森林境界明確化作業を実施します。

〇本市への委託希望森林を対象として、集積計画作成前に林分概況の把握のためのプロット調査と林分全体の傾斜や路網の整備状況などの木材搬出条件の確認など、立地条件等確認の調査を実施します。

〇森林調査に基づく調査成果により林業経営の成立可否の判定を行い、最終的な集積(再委託可能林と市管理林の仕分け)を判断し、森林所有者との経営管理権集積計画を策定します。

〇再委託可能な森林については、「意欲と能力のある林業経営者」から提出された企画提案を審査し、経営管理実施権配分計画を策定する林業事業体を選定します。

〇再委託が出来ない森林については、本市による森林整備事業を行います。